いて記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点が高い順に10者までとする。(ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。)

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して選抜するかどうかを決定する。

1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和５・６年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

3）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和５・６年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については求めない。

4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

5）地域ＪＶ(登録申請中含む。)にあっては、構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

6）平成21年度以降に元請として完成した工事で、下記ａ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。経常ＪＶ又は地域ＪＶにあっては構成員のうち１社が下記ａ）の施工実績を有していること。

元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ａ）掘削または切土の土量が10,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

7）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

8）同一の企業が、単体、経常ＪＶ又は地域ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

9）次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

主任（監理)技術者は１名の申請とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名とする。なお、２名以上申請した場合は、欠格とする。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

ａ）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ）単体、経常ＪＶ又は地域ＪＶにあっては構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、平成21年度以降に、元請として完成した上記６）ａ）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。)。

元請として完成した上記６）ａ）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ｃ）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ｄ）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

10）地域ＪＶにあっては、全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとするが、上記６）ａ）の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。

11）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。)。

16）入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。)をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記５⑶２）の期間内に技術提案に係る施工計画を提出した者のうち、発注者から一次審査の結果通知で認められた者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a)　品質確保の実効性

(b)　施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a)　周辺環境や労働環境等に関する工夫

(b)　能登地域の復旧復興への配慮に関する工夫

(c)　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。)をもって行う。